

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集

■ 意見募集期間 : 平成30年4月21日(土)から平成30年5月25日(金)まで

■ 意見提出件数 : 2件 (法人・団体:2件、個人:0件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順・敬称略)

	意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	公益社団法人全国消費生活相談員協会

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見 及びそれらに対する考え方

【諮問事項】

項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全体	<p>省令案、告示案に賛成します。</p> <p>ただし、番号ポータビリティ(MNP)との関係におきまして、契約者によるキャッシュバック目当ての制度濫用を防止するための対策として、新規電話番号による契約の場合における初期契約解除期間に限っては、事業者が MNP 予約番号の発行を見合わせるように、ガイドライン等で規定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>改定案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、利用者が初期契約解除等を行う場合の番号ポータビリティ(MNP)の運用については、御意見の趣旨を盛り込んだ「携帯電話・PHS の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」に係る改正を総務省において行う方向で検討しています。</p>	無

<p>電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案</p>	<p>現状、MVNOと契約した直後にMNP転出を行ってMNOに乗り換えた契約者に多額のキャッシュバック等が行われていることから、MNP転出手数料を請求することと、手数料の上限が決められたことは賛成です。</p> <p>ただ、このようにMNP転入者に高額なキャッシュバック等を行う販売方法には問題があると考えます。すべての利用者にとって公平な販売となるよう考えて頂きたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>MNPによる通信契約の締結を条件とする行き過ぎたキャッシュバック等は、端末と通信契約の販売が一体で行われる中で、利用者間の公平や公正競争を阻害しかねないことから、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」で適正化を求めているところであり、本指針により適切に対応して参ります。</p>	<p>無</p>
<p>平成 28 年総務省告示第 106 号（電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件）の一部を改正する告示案</p>	<p>初期契約解除の対象役務にいわゆる MVNO 音声通話付サービスを加えることに賛成です。初期契約解除は、移動体通信においては、対象役務と対象でない役務の区別が複雑でわかりにくく、対象外になった理由も判然としません。MVNO の店舗では音声通話付サービスとデータ通信専用サービスの両方が取り扱われており、音声通話付きサービスだけが適用除外となる合理的な理由は見当たりません。初期契約解除が、できるだけ多くの役務に適用されるのが望ましいと考えます。</p> <p>今回、初期契約解除の対象役務となることで、事業者が確認措置を申請する可能性もあります。法令遵守違反と電波状態が不良という具体的な問題があった場合に関連契約を含めて解除に応じていただける確認措置を採用される事業者が増えることを期待しています。通信サービスは実際に自宅などで使ってみなければ品質がわかりません。万一の場合には解除ができるなら、安心して契約をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>改定案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

【諮問事項以外の事項】

項目	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>平成 28 年総務省告示第 153 号（電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 9 第 2 号及び第 3 号の規定に基づき告示する件）の一部を改正する告示案</p>	<p>工事を利用者からの申出により休日等に行う場合の加算金額に、「通常契約の場合に限る」と追加したことについては、何をもって「通常契約」とするのかわかりにくいです。</p> <p>事務手数料が三千元より低い場合は三千元ではなく、その額と明記したことについては賛成です。一律三千元が請求可能であるという誤解が解消すると思います。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>「通常契約」については、本告示第一項第一号において、「法第二十六条第一項第二号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約であって、電気通信役務の提供を受ける場所に電気通信事業者の職員その他これに類する者を派遣して工事を行うことが必要なもの」と用語の意義を定めており、明確化しているところです。</p> <p>その他、改定案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>